

まさき 松前さんちのだんらん

vol.9

Topics 保険料の本徴収って何？

三世代の松前さんファミリーのだんらんを通して、
町政に関する疑問を解決していくコーナー。
今回は、一郎おじいちゃん、梅子おばあちゃんの会話を
のぞいてみましょう。



問 保険課保険料係 ☎ 985-4227



松前 一郎

あれ、10月に年金から引かれる介護保険料と後期高齢者医療保険料が8月と違ってな。



仮徴収では、前年度の2月に年金から引かれた額と同じ額を引かれるんだってね。

広報まさきに、「10月から本徴収が始まる」って書いてたからそれですね。



松前 梅子

本徴収では、確定した保険料額から仮徴収した金額を差し引いた額を10、12、2月の3回に分けて納めるのでしたね。



あ、そうか。保険料は前年の所得が確定する7月に決定するから、4、6、8月の年金からは仮の金額で引かれてたんだってな。



毎年7月に通知書が届くから、びっくりしないように金額を確認しておかないといけな。

それが、仮徴収っていうんですね。



支払い方法も通知書に詳しく載ってましたね。もう一度、よく確認しておきましょう。

